倉農林第1088号 令和6年10月4日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

倉吉市長 広田 一恭

市町村名		倉吉市	
(市町村コード)		(312037)	
地域名		西郷地区	
(地域内農業集落名)	(山根、	伊木、八屋、下余戸、上余戸、栗尾、大原、広栄町、虹ヶ丘町)	
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年9月30日	
協議の結果を取り	まとめに平月日	(第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

西郷地区は倉吉市の中心に位置し大部分が用途区域に指定されているため、住居や商業用建物が多い地域である。まとまった農地は少ないが、用途区域外の上余戸・栗尾・大原集落では水稲を中心とした水田農業が展開されている。また、大原集落は倉吉市を代表する農産物である「大原トマト」を生産しており、ビニールハウスが数多く建ち並ぶ。各集落ごとに中山間直接支払制度や多面的機能支払制度を活用しながら健全な農地を守ってきたが、農家の高齢化や農業離れにより、維持管理が困難な農地が出始めてきた。地域外からの担い手も規模を縮小し始めたため、今後に不安を感じている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

これまでと同様に各地域により水稲・大豆・トマトを中心とした農業を展開していく。地域内の農業者だけでは、農地の管理が難しくなってきたため、地域外の大型農家など担い手への積極的な農地の貸し出しを進める。農業用施設については、土地改良区が中心となり今後の改修計画を検討していく。各集落においても中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度や市の原材料支給制度を活用し農業用施設の維持管理に努めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区	域内の農用地等面積	92.6 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	92.6 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
	(1)農用地の集積、集約化の方針
	農業委員を中心にきめ細やかな相談・調整体制を堅持する。
	地域内外の担い手へ積極的に農地の貸し出しを図る。
	(2)農地中間管理機構の活用方針
	地域全体の農地を対象に農地中間管理機構を活用して、積極的に担い手農家へ農地集積を進める。
	(3)基盤整備事業への取組方針
	大原土地改良区、上大口土地改良区を中心に必要性の高いものから事業効果などを踏まえ検討する。
	中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度に取り組む各組織で管理する農道の路面補修や水路の目地補 修などを実施し、農業用施設の長寿命化を図る。
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
	倉吉市、鳥取県、JAと連携しながら、地域内外から多様な経営体を募集する。特に新規就農者に対しては、農地
	をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
	し 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)
	□ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④輸出 □ ⑤果樹等
	□ ⑥燃料·資源作物等 □ ⑦保全·管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨その他
	【選択した上記の取組方針】